

答弁書第四十二号

内閣参甲第四四号

昭和二十四年四月五日

内閣総理大臣 吉田 茂

参議院議長 松平恒雄殿

参議院議員姫井伊介君提出労働者年金保険福祉施設資金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

參議院議員姫井伊介君提出の労働者年金保險福祉施設資金に關する質問に對する答弁書

一、労働者年金保險福祉施設資金融通規程(昭和十八年十一月十日大藏、厚生省令第一号)及び同資金の名稱は、いまだ變更されていないので、近く省令を改正の上、名稱を變更することに致してあります。

二、厚生年金保險の積立金及び余裕金を管理する官廳は大藏大臣であります。しかし、福祉施設資金の融通につきましては、大藏大臣と厚生大臣との協定によりまして、その具体的な融通先と各融通先に對する資金割當の決定は厚生大臣に一任せられているのであります。

三、昭和二十四年二月末現在の積立金と余裕金の總額は八十六億八千七百三十九万五千七百六十円十四錢であります。この内、積立金は五十五億四千一百五十三万九千八百十四円十四錢であります。これは厚生保險特別會計法第十三條の規定により國債を以て保有するか、又は大藏省預金部に預入して、これを運用することができることになつておりまして、現在は全部預金部の預金となつてあります。その内訳は普通預金が百円、定期預金が四十二億八千八百六十六万九千二百六十四錢、大藏省預金部資金として國債に運用せられたものが十億三千三百十八万七千五百五十円、社債に運用せられたものが二億五十六万一千五百一十一円五十錢、福祉施設資金として融通せられたものが一千九百十二万八千九百円であります。

次に、厚生保險特別會計法第十二條の規定によりまして、大藏省預金部に預入してあります余裕金は三十一億四千五百八十五万五千九百四十六円四十錢でありまして、この内訳は普通預金が二千三百二十七万六千六百二十五円四十錢、定期預金が三十一億二千二百五十七万九千三百一十一円となつてあります。

四、資金融通先別金額及びその施設別金額は別紙の通りであります。

融 通 先

融 通 金 額

施 設 別 内 訳

社会保険協会

一、三二〇、〇〇〇

診療施設

一、〇五〇、〇〇〇

住宅施設

二〇〇、〇〇〇

保健施設

一〇〇、〇〇〇

年金保険厚生團

二、八〇〇、〇〇〇

診療施設

二、八〇〇、〇〇〇

健康保険組合連合会

三、六五〇、〇〇〇

診療施設

三、六五〇、〇〇〇

事 業 主

一一、三三八、九〇〇

診療施設

二、一七九、〇〇〇

住宅施設

五、三七四、九〇〇

農耕施設

三、六〇〇、〇〇〇

給食施設

一七五、〇〇〇

診療施設

九、六七九、〇〇〇

保健施設

一〇〇、〇〇〇

住宅施設

五、五七四、九〇〇

農耕施設

三、六〇〇、〇〇〇

給食施設

一七五、〇〇〇

計

一九、一二八、〇〇〇